



令和6年度 安全・適正就業研修会

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

安全・適正就業委員会

基本理念



私たちの誓い

- 【自主】 センターを私たちのものとして考えます
- 【自立】 センターを私たちの力でそだてます
- 【共働】 私たち会員は共に仲良く働きます
- 【共助】 私たち会員は互いに助けあいます



シルバー人材センター事業の理念

昭和49年、「高齢者事業団構想」として産声を上げ、昭和61年10月の法制化（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」）を機に、瞬く間に全国に広がった「シルバー人材センター事業」。その理念は、ゆるぎないものです。

- 第一に、地域の高齢者が、自主的にその生活している地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていくことを目指します。
- 第二に、高齢者の就業を促進することにより、高齢者自身の活動的な生活能力を生み出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては地域社会の活性化につなげていきます。
- 第三に、働く意欲と能力を持った高齢者であればだれにでも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力を発揮することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図ります。

— 働く喜びと社会参加 —

「生きがいのための就業」を重視していることから、シルバー人材センターで行うことのできる仕事には、ある程度の制限が設けられています。いくら元気でも高齢者なのですから、働き盛りのときのような働き方をして、健康を害したり、ケガをしては「働くよろこびと社会参加」にはなりません。

シルバー人材センター事業では、「臨時的・短期的、または軽易な作業」についてのみ、受注することができるとされています。これらの作業についての詳しい説明は省略いたしますが、「雇用」にあたらぬ仕事のこととご理解下さい。

「指揮・命令・支配・従属が必要となる仕事」、「従業員の方と混在して仕事をする必要のあるもの」は、原則として「雇用」にあたるため、シルバー人材センターでは請けることはできないとされ、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が行う「労働者派遣事業」と、「職業紹介事業」により対応することになり、シルバー人材センターで行える仕事は、「請負契約」や「委任契約」による仕事になります。

また、法令に定めのある仕事や法人に資格が必要なものなどを行うことができません。

さらに近年、全国的に会員の高齢化が進み、加齢による身体能力の変化等への対応が必要となっており、就業会員の安全と健康を守るために、複数就業の励行のほか、就業相談や就業機会の提供を調整するなどの対応が必要となり、当センターでは一人ひとりの状況にあわせ、都度行ってまいりました。

しかしながら、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会からの通知があり、これらの対応について明文化することとなり、「適正就業に関する規程」を策定しております。

規程として定められましたが、その対応は、以前と変わるものではありませんので、今までのとおり、健康に留意し、事故防止に努めつつ、誠実な就業を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

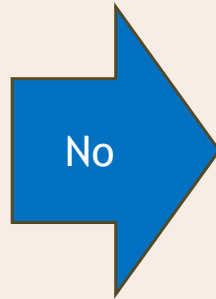
シルバー人材センターが行う仕事の種類

法令の定めにより受託を禁止されている仕事



仕事の内容

- 指揮・命令・支配・従属が必要となる
- 従業員の方と混在して仕事をする必要がある



+ 履行可能

請負契約
委任契約

Yes

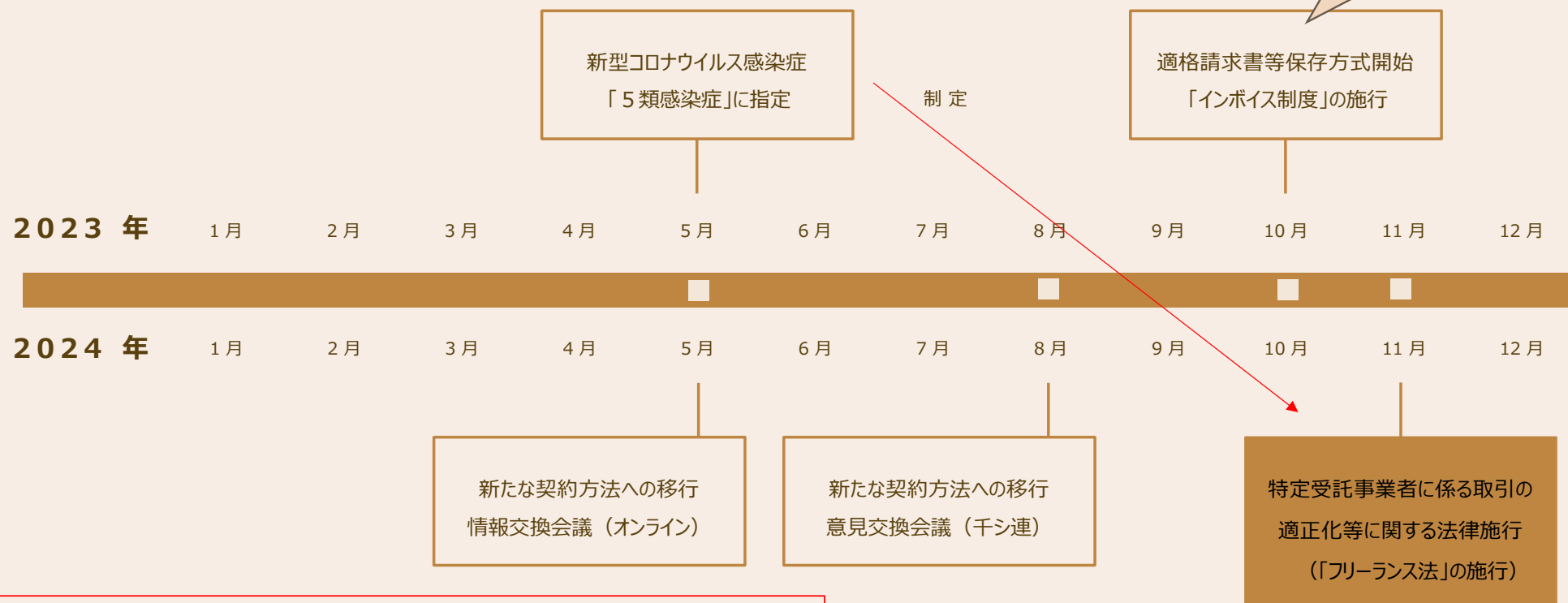
労働者派遣事業
職業紹介事業

雇用契約
による就労

特定受託事業者
(フリーランス)
として受託しての就業

労働者派遣事業は、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会との派遣契約(雇用契約)になります。

シルバー人材センターにおける 契約方法の見直し



新たな契約方法への移行指示
【 厚生労働省 】

フリーランス法の概要 Summary



特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）とは・・・

近年、働き方の多様化に伴いフリーランス人口が大幅に増加する中、フリーランスを取り巻く課題も顕在化してきました。フリーランスは労働基準法の適用外であり、取引先企業からの報酬未払いやトラブル、不当な扱いを受けるケースが後を絶ちませんでした。このような背景から、フリーランスの適正な労働環境を整備し、発注企業との公正な取引を実現するためのフリーランス保護新法制定の必要性が高まってきました。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス法」）は、フリーランスの適正な取引環境を確保するための法律です。

個人事業主や小規模法人のフリーランスを対象とし、発注事業者側に取引条件の明示や報酬支払いなど7つの規律を課します。義務違反には厳しい規制が設けられ、フリーランスの保護と公正な取引環境の実現を目指しており、2023年4月28日に可決され、同年5月12日に公布されました。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)

法律の目的

フリーランスの方と発注事業者の間の

取引の適正化

公正取引委員会・中小企業庁 担当

フリーランスの方の

就業環境の整備

厚生労働省 担当



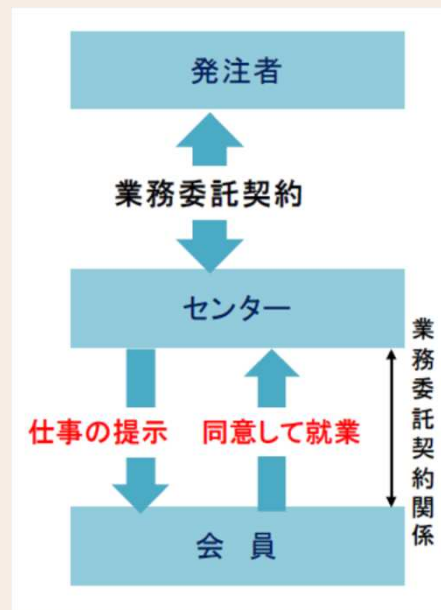
フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることが目的

令和6年11月1日施行

契約方法の見直し

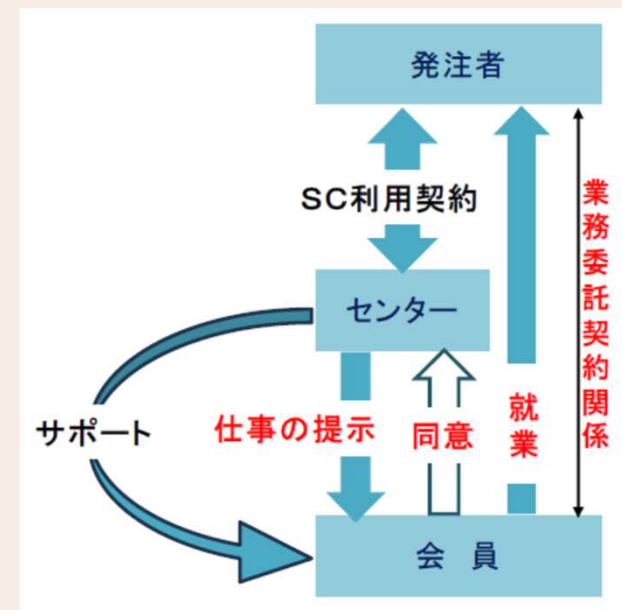
【 現 行 】

「センターから仕事を請け負う」



【 見直し後 】

「センターの斡旋により発注者から仕事を請負う」



形式的には契約関係が変わりますが、会員の皆さんにとって、実務的には現行と何ら変わりませんので、引き続き安心して就業していただきますよう、お願いいたします。

現在のまま継続

就業内容・条件等の確認

就業報告書（連絡欄）・仕様書の写し等

発注者へ連絡

下見・見積り※（見積書の提出）

事務局へ連絡（見積結果等の報告）

見積金額等の了承

※ 事務局が代理するもの等を除く

会員個人サイト（Smileto Smile）
での
確認 又は 閲覧

若しくは 書面の受取

就業条件明示書の確認・受取

就業日等の打合せ・就業

事務局へ就業報告（就業報告書提出）

発注者の履行確認

会員業務仕様書

新たな契約方法 (包括的契約)



包括的契約への移行

包括的契約への移行は、個人・家庭、市役所からの契約の全てについて、令和7年度から移行し、企業・団体等からの契約は、発注者の理解を得られた契約から順次移行します。また、新たに定められた会員就業規約に同意していることが必要になります。





包括的契約のポイント

point 1	シルバー人材センターを介していること
point 2	会員就業規約に同意していること
point 3	会員業務仕様書に基づき遂行

包括的契約における注意事項

「会員就業規約」と「会員業務仕様書」に基づく就業となりますが、現行の就業等に関する規程もあわせて適用されます。

- 配分金規程（「配分金」を「会員業務委託料」に読み替えての適用）
- 会員就業規程
- 適正就業に関する規程
- 安全・適正就業基準 など

また、センターを介さずに受託し就業した場合には、法令違反に問われる可能性があります。

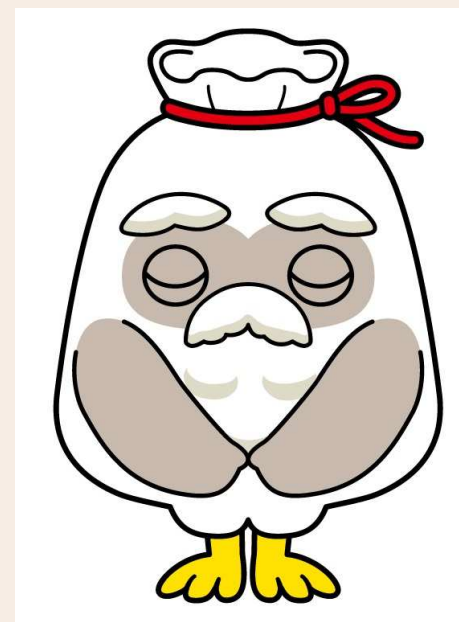
公益社団法人四街道市シルバー人材センター適正就業に関する規程

(就業停止の措置等)

第8条 委員会は、センター会員就業規程第8条第1項第2号、同第3号及び同第4号に定めるもののほか、就業中の会員が次に掲げる事項に該当したときであって、就業に支障があると判断した場合には、当該会員に対する就業を停止すべき旨を会長に勧告する。その際、必要があると認められる場合は、当該会員への事実等確認を行うものとし、その内容を会長に報告するものとする。

- (1) 健康上の問題が生じ、体力、技能等が低下した場合
- (2) 発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合
- (3) 就業に関して発注者等から苦情があった場合
- (4) 会員就業規程に違反した場合
- (5) 会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合

以下、省略



詳しくは、「会員のしおり」、「安全・適正就業のしおり」をご確認ください。

○ 個人情報保護法

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性(社会生活やビジネス等への活用)とのバランスを図るための法律です。事業者の個人情報の取り扱いについて規定されています。

法律なので違反すれば当然、懲役や罰金が科せられます。

○ 個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

例)「氏名と住所や連絡先の組み合わせ」「生年月日と氏名の組み合わせ」、「個人識別符号」など

仕事上知り得た情報（特に、個人情報）は…

! Point

**勝手に使わない・使わせない
渡さない・漏らさない・無くさない**

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 個人情報利用目的

～ 個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー） ～

- 1 当センターの正会員、特別会員、賛助会員の入会手続及び会員名簿作成のため
- 2 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供を行うため
- 3 高年齢者の就業に関する普及啓発及び調査研究を行うため
- 4 高年齢者の就業に関する相談を行うため
- 5 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会を確保し、及び組織的に提供するため
- 6 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のための職業紹介事業を行うため
- 7 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識、技能の付与を目的とした講習等を行うため
- 8 当センターの会員が地域間における会員相互のコミュニケーションの充実を図る地域班活動を行うため
- 9 上記のほか、高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため
- 10 なお、当センターが提供または実施する上記事業に関連し、アンケート等任意の情報提供をお願いする場合は、その旨を明示致します

注意！

センターを介して知り得た個人情報を、センターを介さずに使用した場合・・・
個人情報保護法等の法令違反となる可能性があります



おわりに

社会や世情などの変化に伴い
シルバー人材センター事業も
少しずつ変わってまいります

それでも変わらないのは
働く喜びと社会参加